

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) 今井土地区画整理事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：今井土地区画整理組合設立準備会
代表者の氏名：会長 石井 昭一
主たる事務所の所在地：東京都青梅市今井 2 丁目 1056 番地

当該都市計画を定める者：青梅市
代表者の氏名：青梅市長 浜中啓一
主たる事務所の所在地：東京都青梅市東青梅 1 丁目 11 番地の 1

2 対象事業の名称及び種類

名称：(仮称) 今井土地区画整理事業
種類：土地区画整理事業

3 対象事業の所在地

東京都青梅市今井 2 丁目の一部、4 丁目の一部

第2 意見

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺の交通量は、物流施設からの発生集中交通量の影響を受けるとしていることから、予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を環境影響評価書案において詳細に記載すること。

【地盤】

本事業では、地下水の揚水は行わず、切土削深度も G. L. -10m 以浅のため地下水脈の切断は生じないとしているが、矢端川が近接する計画地北側は高低差があることから、施工方法の詳細や計画地の地下水位を示した上で、環境影響評価項目として選定しない理由を明らかにすること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。